

令和4年度いわてグリーン・ツーリズムカレッジ  
委託業務

業務仕様書

令和4年6月  
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和4年度いわてグリーン・ツーリズムカレッジ委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 業務の概要

### (1) 目的

今後、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、農山漁村においても、体験型教育旅行のみならずインバウンドや企業研修等による旅行客の増加が見込まれ、グリーン・ツーリズムに対するニーズが多様化してくことが予想される。

こうした多様なニーズをとらえ、農山漁村の賑わい創出や所得向上につなげるため、体験メニューの充実や継続的な旅行客受入れに向けた農林漁家民宿の開業に係る基礎知識の習得等を目的に、県内のグリーン・ツーリズム受入団体担当者、実践者等を対象とした「いわてグリーン・ツーリズムカレッジ」の開催を委託する。

### (2) 業務内容

#### ア 研修

対象者	県内のグリーン・ツーリズム受入団体担当者、実践者等	
研修会規模	各回 15 名程度の研修生が参加する規模	
開催時期	令和4年8月～令和5年1月	
開催回数	6回	
内容	第1回	<地域資源洗出し研修> 各受入地域を題材にワークショップを通じて地域に隠された地域資源を洗い出し、グリーン・ツーリズムに活用可能な資源として整理する
	第2回	<体験指導力向上研修> ワークショップを通じて地域資源を活用した体験メニューの開発方法を習得するとともに体験指導者としての技能向上を図る
	第3回	<訪日外国人観光客対応研修> 外国人観光客の現状と顧客志向を把握し、対応に必要な設備改善の必要性を理解する
	第4回	<安全管理研修> 過去に起きた事故の事例や裁判の事例等を題材に、ワークショップを通じて安全管理手法について習得する
	第5回	<旅館業法等基礎知識習得研修> 民宿、民泊の開業に必要な旅館業法、住宅宿泊事業法についての基礎知識を習得する
	第6回	<実践力向上研修> 先行事例の実践者の施設を訪問し、実践者の助言を受けつつ、受講者の今後の取組計画をとりまとめる

※新型コロナウイルス感染症の状況次第では、オンラインによる開催を検討すること。

#### イ 研修の運営

- ・ 研修の進行管理は、受託者が行うこと。
- ・ 研修生の出席状況を管理すること。
- ・ その他、研修が円滑に実施できるよう適切な運営に努めること。

#### ウ 業務報告

受託者は、研修生の出欠状況などを研修毎に取りまとめ、研修で用いた資料等とともに、随時、県に提出すること。

#### エ 効果測定

各研修終了時に、研修生の研修に対する評価などをアンケート調査・分析し、報告すること。

#### オ その他

- ・ 研修生の募集は、受託者が行うこと。
- ・ 研修実施に係る会場、宿泊体験施設等の確保は、受託者が行うこと。

### (3) 業務実績の報告

受託者は、業務終了後、「実績報告書」を期限内に県に提出すること。なお、提出期限は令和5年2月17日とする。

#### 【実績報告書の内容】

- ・ 業務実施状況
- ・ 業務の実施状況写真
- ・ 業務実施に要した経費
- ・ 研修生等の感想意見等
- ・ グリーン・ツーリズム推進担当者の所属する地域への波及に向けた課題、改善点等
- ・ その他県が必要と認めた事項

## 2 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

**(3) 権利の帰属等**

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

**(4) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

**(5) 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。